

家畜共済診療点数表

令和4年4月

農林水産省

家 畜 共 済 診 療 点 数 表

番 号	種 別	点 数		備 考
		B 種	A 種	
〔第 1 診察料〕				診察とは、病傷の識別を行うために獣医師のとりまわ ^{りん} 告、望診、触診、打診、聴診、骨硬度検査及び一般的検査をいい、理化学的検査及び顕微鏡的検査を含まない。
1	初 診	130	12	1 第 1 診に行う診察をいう。 2 繁殖障害の診療継続中に繁殖障害以外の病傷が発生して診察を行った場合及び繁殖障害以外の病傷の診療継続中に繁殖障害が発生した場合にも、この点数を適用する。 3 ただし、1 又は 2 の場合であっても、令和 2 年 1 月 1 日前に共済掛金期間が始まる共済関係に係る家畜には適用しない。 4 予後不良と診断した場合は、B 種に 15 点を加える。
2	再 診	55	7	1 第 2 診以後予後判定又は治癒判定のため単に診察するのみで、薬治、検査、注射、処置及び手術を行わない場合に限る。 2 予後不良と診断した場合は、B 種に 15 点を加える。
3	往 診			1 往診距離は、片道のみを計算し、1 戸に 2 頭以上の患畜がある場合は、往診 1 回とする。 2 2 戸以上連続して往診した場合（1 戸であっても異なる場所を連続して往診した場合を含む）は、それぞれ次の患畜に至るまでの距離とする。ただし、その距離が次の患畜とその獣医師の診療施設を起点とした距離と比べて長い場合、当該獣医師の診療施設を起点とした距離を往診距離とする。 3 夜間、深夜又は悪天候時の往診については、B 種に下表の点数を加える。

番号 種 別	点 数		備 考																		
	B 種	A 種																			
500メートル以内 の場合	86	17	<table border="1"> <tr> <td></td><td>500メートルまでの部分について</td><td>4キロメートルまでの部分について</td><td>4キロメートルを超える部分については、4キロメートル又はその端数を増すごとに</td></tr> <tr> <td>夜 間</td><td rowspan="2">33</td><td rowspan="2">68</td><td rowspan="2">12</td></tr> <tr> <td>悪天候時</td></tr> <tr> <td>深 夜</td><td rowspan="2">68</td><td rowspan="2">134</td><td rowspan="2">23</td></tr> <tr> <td>夜 間 で 悪天候時</td></tr> <tr> <td>深 夜 で 悪天候時</td><td>101</td><td>202</td><td>30</td></tr> </table> 4 夜間とは、午後6時から翌日午前8時までの間（深夜を除く。）をいい、深夜とは、午後10時から翌日午前5時までの間をいう。 5 悪天候時とは、暴風時又は暴風雪時をいう。		500メートルまでの部分について	4キロメートルまでの部分について	4キロメートルを超える部分については、4キロメートル又はその端数を増すごとに	夜 間	33	68	12	悪天候時	深 夜	68	134	23	夜 間 で 悪天候時	深 夜 で 悪天候時	101	202	30
	500メートルまでの部分について	4キロメートルまでの部分について	4キロメートルを超える部分については、4キロメートル又はその端数を増すごとに																		
夜 間	33	68	12																		
悪天候時																					
深 夜	68	134	23																		
夜 間 で 悪天候時																					
深 夜 で 悪天候時	101	202	30																		
500メートルを超える場合	173	41	1 往診距離が4キロメートルを超えたときは、12キロメートルまでの部分については、4キロメートル又はその端数を増すごとにB種に29点、A種に9点を、12キロメートルを超える部分については、4キロメートル又はその端数を増すごとにB種に30点、A種に9点を加える。 2 悪天候時又は陰路のためやむを得ず徒歩で往診した場合において、徒歩距離が1キロメートルを超えたときは、4キロメートルまでの部分については、1キロメートル又はその端数を増すごとにB種に67点を、4キロメートルを超える部分については、1キロメートル又はその端数を増すごとにB種に11点を加える。 3 積雪地域（別表に掲げる地域をいう。）において積雪期（12月1日から翌年3月31日までの期間をいう。）に往診した場合は、B種及びA種に3点を加え、往診距離が4キロメートルを超えたときは、4キロメートル又はその端数を増すごとにB種及びA種に更に3点を加える。																		
4 滞 在 診	897	9	1 1夜についての点数とする。																		

番号種別	点数		備考
	B種	A種	
5 立 会 診	522	8	2 往診して深夜を含む6時間以上行われた場合に限る。
〔第2薬治料〕			
6 薬 治			1 医薬品を畜主に交付することをいう。
			2 疾病予防薬及び寄生虫の駆除薬（疾病の治療の効能及び効果があるものを除く。）の薬治には適用しない。
			3 使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。
			4 調剤とは、一定の処方により1種以上の医薬品を特定の分量によって特定の用法に適するように調整することをいう。
調剤を必要とするもの	74	14	
調剤を必要としないもの	55	5	
〔第3文書料〕			同一内容のもの1回の交付についての点数とする。
7 診 断 書	101	5	処方箋及びと畜場法施行規則（昭和28年厚生省令第44号）第15条第2項の死亡診断書又は死体検案書の場合にも適用する。
8 検 案 書	101	5	自ら診療を行わなかった病傷によって死亡した家畜について死体を検査した場合に、獣医学的証明のために作成する文書をいう。
〔第4検査料〕			検査材料の採取を含む。ただし、血液の検査のための採血及び導尿による採尿を除く。
9 採 血	68	8	

番号 種 別	点 数		備 考
	B種	A種	
10 乳汁簡易検査	57	7	CMT法又はその変法による細胞数検査、カタラーゼ、塩素量、pH、電気伝導度、血乳等の検査をいう。
11 乳汁ケトン体検査	61	27	乳汁中のケトン体を酵素法による簡易測定試験片により測定した場合とする。
12 乳汁顕微鏡的検査	159	47	1 ブリード法による細胞数検査等をいう。 2 体細胞数自動測定を行った場合は、B種を103点、A種を43点とする。
13 乳汁理化学的検査	141	36	NAGase活性、ラクトフェリン、エンドトキシン等の検査をいう。
14 微生物簡易検査	112	40	無染色及び普通染色の顕微鏡的検査（トリコモナス、皮膚真菌症等の検査を含む。）をいう。
15 微生物特殊検査	185	43	特殊染色による顕微鏡的検査をいう。
16 薬剤感受性検査	168	56	1 ディスク法（直接法）による検査をいう。 2 ディスク法（間接法）を行った場合は、B種を251点、A種を83点とする。 3 臨床型乳房炎について、2分房以上に対し検査を行った場合は、1分房増すごとにB種に96点、A種に34点を加える。
17 細菌分離培養検査	259	91	1 検査材料から原因菌を純培養し菌種を同定する検査をいう。 2 臨床型乳房炎について、選択培地を用いた場合は、B種及びA種に16点を加える。 3 臨床型乳房炎について、2分房以上に対し検査を行った場合は、1分房増すごとにB種に107点、A種に45点を加え、選択培地を用いた場合は、1分房増すごとにB種に123点、A種に61点を加える。 4 臨床型乳房炎について、増菌培養を併せて行った場合は、B種に78点、A種に28点を加える。

番号 種 別	点 数		備 考
	B 種	A 種	
18 血液一般検査	77	22	5 菌の有無のみを検査した場合は、B種を94点、A種を44点とする。
			6 5の場合において、臨床型乳房炎について、選択培地を用いた場合は、B種及びA種に16点を加える。
			7 5の場合において、臨床型乳房炎について、2分房以上に対し菌の有無のみを検査した場合は、1分房増すごとにB種に55点、A種に25点を加え、選択培地を用いた場合は、1分房増すごとにB種に71点、A種に41点を加える。
			8 嫌気性培養を併せて行った場合は、B種に147点、A種に85点を加える。
			1 血球数自動計数装置により血球数等の測定を行った場合とする。
19 血液顕微鏡的検査	134	22	2 視算法により血球数等の測定を行った場合は、B種を152点、A種を20点とする。
			3 遠心法により、ヘマトクリット値の測定を行った場合は、B種を77点、A種を13点とする。
			4 血清又は全血による平板凝集反応を行った場合は、B種を97点、A種を13点とする。
			血液像、血液寄生原虫等の検査をいう。
20 血液生化学的検査			1 試験紙、簡易測定器、分光光度計等による血液成分の測定をいう。
			2 (2) から (4) までの検査を2種以上行った場合は、行った検査のうち最も大きい基本点数に、併せて行った検査の増点点数を加える。
(1) 総蛋白質 アルブミン Z T T 血中尿素窒素 (B U N) C R E 血糖	55	25	検査は各種別を合算して算定する。ただし、家畜から1回に採取した血液を用いて検査を5種以上行った場合は、当該点数にかかわらず、検査の種別数に応じて次に掲げる点数により算定する。 ①5種以上7種以下 B種277点 A種126点 ②8種又は9種 B種334点 A種152点 ③10種以上 B種389点 A種177点

番号	種 別	点 数		備 考
		B 種	A 種	
	総コレステロール 中性脂肪 リン脂質 遊離脂肪酸 血清カルシウム 血清マグネシウム 血清無機リン ナトリウム カリウム クロール 血清鉄 血清銅 A S T (G O T) A L T (G P T) O C T γ -G T P L D H C K A L P ビリルビン 血色素量			血球数自動計数装置により血色素量の測定を行った場合は、適用しない。
(2)	血清 ^{たん} 蛋白質分画 血漿 ^{しょう} フィブリノーゲン ムコ ^{たん} 蛋白 α 1 酸性 ^{たん} 糖蛋白 リボ ^{たん} 蛋白 シアル酸 出血凝固時間 プロトロンビン時間 部分トロンボプラスチン時間	122	38	検査を 2 種以上行った場合は、1 種増すごとに B 種に 65 点、A 種に 25 点を加える。
(3)	フィブリン分解産物 (F D P) アポリボ ^{たん} 蛋白 アンモニア 血中乳酸	180	51	1 検査を 2 種以上行った場合は、1 種増すごとに B 種に 95 点、A 種に 33 点を加える。 2 ポータブル測定器により β ヒドロキシ酪酸の測定を行った場合は、B 種を 73 点、A 種を 13 点とする。

番号	種 別	点 数		備 考
		B種	A種	
	βヒドロキシ酪酸			
	セレンウム			
	L D Hアイソエンザイム			
	グルタチオンペルオキシダーゼ			
	ガストリン			
	メトヘモグロビン			
	B S P 試験			異物排泄能試験をいう。
(4)	ビタミンA	276	144	1 検査を2種以上行った場合は、1種増すごとにB種に181点、A種に109点を加える。
	ビタミンE			2 ポータブル測定器により血液ガスの測定を行った場合は、B種を183点、A種を123点とする。
	βカロチン			
	インスリン			
	プロジェステロン			乳汁を用いて測定した場合にも、この点数を適用する。
	血液ガス			
	エンドトキシン			
21	血清学的検査			
	E L I S A検査	269	29	
	ラテックス凝集反応検査	169	18	
	血球凝集反応検査	198	21	
	沈降反応検査	274	29	
	その他の血清学的検査	245	27	
22	P C R 検査	317	34	
23	寄生虫検査	137	25	1 内・外寄生虫、子虫及び虫卵の検査をいう。 2 検査キットにより寄生虫の検査を行った場合は、B種を140点、A種を101点とする。

番号 種 別	点 数		備 考
	B 種	A 種	
24 直腸検査	188	7	1 直腸内に手を挿入して消化器系、泌尿器系又は生殖器系の諸臓器について内部触診を行った場合とする。 2 膣検査（膣鏡検査、膣内診検査）を含む。
25 せん 穿刺検査	253	35	骨髓、リンパ節、滑液囊等の穿刺及び採取材料の検査をいう。
26 生体組織学的検査	500	55	肝臓せん、脾臓ひせん、心臓せん、腎臓せん等生体せん 穿刺法による組織、子宮内膜、腫瘍組織の採取及びその組織学的検査並びに子宮灌流液、肺胞洗浄液等の細胞診の検査をいい、直腸検査を含む。
27 尿検査	45	11	1 pH、たん 蛋白質、アルブモース、血色素、筋色素、インジカン、ビリルビン、ウロビリノーゲン、亜硝酸塩、アミラーゼ、ブドウ糖、比重、りん 酸塩、アセトン等の検査並びにアンモニア反応及び潜血反応の検査をいう。 2 N A G a s e 及び尿沈渣の検査を行った場合は、B 種を150点、A 種を35点とする。
28 胃内容液検査	330	34	1 pH及びマイクロフローラの検査をいう。 2 pH検査のみを行った場合は、B 種を192点、A 種を15点とする。 3 アンモニア、亜硝酸態窒素、低級脂肪酸（V F A）を測定した場合は、B 種を614点、A 種を80点とし、2 種以上測定した時は、1 種増すごとにB 種に283点、A 種に47点を加える。 4 エンドトキシンを測定した場合は、B 種を754点、A 種を220点とする。
29 レントゲン検査 撮 影	835	198	1 小型（ポータブルタイプ等）の装置を用いた場合とし、デジタル映像化処理を含む。

番号	種 別	点 数		備 考
		B 種	A 種	
	透 視	869	275	2 中型以上の装置（大動物診療用レントゲン自動車等）を用いて四ツ切フィルムを使用した場合、B種を882点、A種を245点とし、大角フィルムを使用した場合、B種を923点、A種を286点とする。 3 フィルムの枚数にかかわらず、この点数を適用する。 撮影、V T R 記録、デジタル映像化処理及びプリンタによる記録を含み、検査部位数あるいは記録枚数にかかわらずこの点数を適用する。
30	心電図検査	227	59	1 心電計を用いて循環器障害の検査を行った場合とする。 2 心音心電計を用いて心音図・心電図の検査を同時に行った場合は、B種を356点、A種を206点とする。
31	超音波検査	260	92	1 超音波画像診断装置を用いて画像検査を行った場合とする。 2 高分解能プローブを用いた検査又はドプラ法による検査を行った場合は、B種を468点、A種を300点とする。ただし、腹腔内臓器（心臓、肝臓、腎臓等）及び馬の関節（けん等の周囲軟部組織を含む。）の検査に適用し、繁殖障害の検査には適用しない。
32	体腔内異物検査 くう	65	7	金属異物探知機による検査をいう。
33	子宮頸管粘液検査 けい	140	25	子宮頸管粘液の採取及び顕微鏡的検査をいう。
34	卵管疎通検査	337	24	直腸検査を含む。
35	蹄病検査 てい	206	25	1 挙肢して検査を行った場合とする。 2 2肢以上行った場合でも、この点数を適用する。

番号 種 別	点 数		備 考
	B 種	A 種	
36 内視鏡検査	341	71	硬性鏡、ファイバースコープ等による検査をいう。ただし、腹腔内検査又は関節腔内検査を行った場合、B 種を1,058点、A 種を421点とし、腹腔内検査については、直腸検査を含む。
37 検案			自ら診療を行わなかった病傷によって死亡した家畜について死体を検査し、検案書を交付した場合とする。
解剖した場合			
牛・馬	810	65	
種豚	502	65	
解剖しない場合	276	6	
【第5注射料】			1 1回についての点数とする。なお、同一種類の注射薬を、その必要量に応じて2管以上使用しても1回とする。 2 疾病予防薬及び寄生虫の駆除薬（疾病の治療の効能及び効果があるものを除く。）の注射には適用しない。 3 使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。ただし、前腰椎硬膜外麻酔又は腰仙部硬膜外麻酔のために使用した医薬品については、増点することができない。 4 血清類については、全て治療に用いた場合に限り、予防の目的をもって使用した場合は、適用しない。ただし、外傷及び手術の場合に行う破傷風血清注射は、この限りではない。
38 皮下注射	70	13	1 1回の注射液の量が1,000ミリリットルを超える場合は、B 種に32点を加える。 2 補液管を使用した場合は、B 種及びA 種に26点を加える。
39 筋肉内注射	70	13	

番号 種 別	点 数		備 考
	B 種	A 種	
40 静脈内注射	94	13	1 1回の注射液の量が1,000ミリリットルを超える場合は、1,000ミリリットル又はその端数を増すごとにB種に32点を加える。 2 補液管を使用した場合（点滴注射を行った場合を除く。）は、B種及びA種に26点を加える。 3 留置針（固定テープ、連結管を含む。）を使用した場合は、B種及びA種に28点を加える。 4 生後60日齢以内の牛に静脈内注射を行った場合は、B種に13点を加える。 5 動脈内注射にも適用し、B種を221点とする。
41 点滴注射	280	55	1 点滴装置による持続的な静脈内注射をいう。 2 1回の注射液の量が1,000ミリリットルを超える場合は、1,000ミリリットル又はその端数を増すごとにB種に32点を加える。 3 留置針（固定テープ、連結管を含む。）を使用した場合は、B種及びA種に28点を加える。
42 関節腔 ^{くう} 内注射	213	15	
43 脊髓腔 ^{くう} 内注射	335	78	クモ膜下腔 ^{くう} に達する注射をいう。
44 腰椎注射	276	78	1 腰椎の硬膜外腔^{くう}に達する注射を行った場合とする。 2 前腰椎硬膜外麻酔又は腰仙部硬膜外麻酔にあつては、開腹を行った場合に限り適用し、B種に64点を加える。
45 尾椎注射	157	15	尾椎の硬膜外腔 ^{くう} に達する注射を行った場合とする。
46 卵巢直接注射	274	17	卵巢実質内直接注射及び囊腫 ^{のう} 内直接注射をいい、直腸検査を含む。
〔第6処置料〕			

番号 種 別	点 数		備 考
	B 種	A 種	
47 投薬			1 疾病予防薬及び寄生虫の駆除薬（疾病の治療の効能及び効果があるものを除く。）の投薬には適用しない。 2 使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。 3 調剤して投薬した場合は、B種に17点、A種に11点を加える。
胃カテーテルによらない投薬	59	5	
胃カテーテルによる投薬	136	7	1 初乳（人工初乳を含む。）の投与を含む。 2 胃カテーテルによる投薬及び胃内ガス除去を行った場合は、B種に58点を加える。
48 洗浄			薬液による洗浄をいう。
眼洗浄・涙管洗浄・鼻 ^{くう} 腔 ^{ちつ} 洗浄・腔洗浄及び包皮洗浄	71	21	
耳洗浄	179	37	1 耳洗浄には鼓室洗浄を含む。 2 使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。
乳房内洗浄	114	37	1 甚急性乳房炎に対する処置として行った場合に限り適用する。 2 2分房以上行った場合は、1分房増すごとにB種に51点、A種に24点を加える。
ぼうこう膀胱洗浄			
雌	181	39	
雄	240	39	
関節洗浄	368	114	
49 ぼうこう膀胱内薬剤注入			1 使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。

番号	種 別	点 数		備 考
		B種	A種	
	雌	130	13	2 膀胱内薬剤注入に先立って導尿を行った場合は、B種に雌は25点、雄は39点を加える。
	雄	171	12	
50	あん 罨法	101	51	あん 罨法材料を含む。ただし、使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。
51	塗布又は塗擦			1 消毒、消炎、皮膚病の治療等の目的で皮膚又は粘膜に医薬品を外用することをいう。 2 被覆材料を含む。ただし、使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。
	水剤	59	5	
	こう 膏剤	66	12	
52	散布	56	6	
53	気管内薬剤噴霧	103	16	使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。
54	第一胃内容液投与	472	12	第一胃内容液を採取・投与することをいう。
55	胃洗浄	341	23	
56	かん 浣腸	104	20	
57	導尿			尿道カテーテルを用いた場合に限る。
	雌	134	5	
	雄	164	4	
58	子宮洗浄			洗浄液及び直腸検査を含む。
	牛	714	137	
	馬	983	406	

番号 種 別	点 数		備 考
	B 種	A 種	
種豚	570	221	
59 子宮内薬剤挿入	243	9	1 直腸検査を含む。 2 使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。 3 薬剤注入を行った場合は、B種に65点、A種に3点を加える。
60 胎盤停滞処置			胎盤停滞処置後、医薬品の注挿入を行った場合、使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。
牛・種豚	245	11	牛について、胎盤を子宮小丘から剥離し除去した場合は、B種に367点を加え、かつ、当該除去直後に子宮洗浄を行った場合は、B種及びA種に126点を加える。
馬	767	11	胎盤停滞処置直後に子宮洗浄を行った場合は、B種及びA種に211点を加える。
61 理学的治療	182	14	紫外線治療、超短波治療その他電気、光線、放射線等による治療をいう。
62 乳房内薬剤注入	58	4	使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。
63 ちょう 吊起	341	23	エアーマットを用いた場合は、B種に253点、A種に24点を加える。
64 外傷治療			1 洗浄、塗布、塗擦等一切の治療処置及び被覆材料を含む。ただし、伸縮性接着包帯を用いた場合は、B種及びA種に66点を、ギプス包帯を使用した場合は、B種及びA種に262点を加える。また、縫合を行った場合には、B種に60点、A種に26点を加える。 2 外傷治療で装着したギプスを除去した場合は、B種を157点、A種を31点とする。
小（20センチメートルまで）			

番号	種 別	点 数		備 考
		B 種	A 種	
	第 1 回	160	33	外傷が筋肉、臓器に達するものについては、B 種に 62 点、A 種に 26 点を加える。
	第 2 回以後	78	16	
	大（20センチメートルを超えるもの）			
	第 1 回	376	65	外傷が筋肉、臓器に達するものについては、B 種に 104 点、A 種に 51 点を加える。
	第 2 回以後	160	33	
65	第四胃変位簡易整復	251	5	
66	蹄 ^{てい} 病処置			蹄 ^{てい} 病処置で装着したギプスを除去した場合は、1 肢につき B 種を 115 点、A 種を 31 点とする。
	第 1 回	538	53	1 蹄 ^{てい} 病検査を含む。 2 蹄 ^{てい} 病手術の後治療にも適用する。 3 処置に伴う医薬品及び被覆材料を含む。ただし、伸縮性接着包帯を用いた場合は、B 種及び A 種に 34 点を、蹄 ^{てい} 底ブロック又はギプス包帯を用いた場合は、B 種及び A 種に 191 点を加える。 4 2 肢以上行った場合は、1 肢増すごとに B 種に 300 点、A 種に 33 点を加える。ただし、伸縮性接着包帯を用いた場合は、1 肢につき B 種及び A 種に 34 点を、蹄 ^{てい} 底ブロック又はギプス包帯を用いた場合は、1 肢につき B 種及び A 種に 191 点を加える。
	第 2 回以後	490	53	2 肢以上行った場合は、1 肢増すごとに B 種に 300 点、A 種に 33 点を加える。ただし、伸縮性接着包帯を用いた場合は、1 肢につき B 種及び A 種に 34 点を、蹄 ^{てい} 底ブロック又はギプス包帯を用いた場合は、1 肢につき B 種及び A 種に 191 点を加える。
67	その他の外科的処置	115	31	1 処置、手術の後治療（第 2 回以後の点数を規定したもの及び蹄 ^{てい} 病手術の後治療を除く。）、乱刺、副木包帯、その他一般外科的処置をいう。

番号 種 別	点 数		備 考
	B 種	A 種	
			2 処置に伴う医薬品及び被覆材料を含む。ただし、伸縮性接着包帯を使用した場合は、B 種及びA 種に34点を、ギプス包帯を使用した場合は、B 種及びA 種に191点を加える。 3 その他の外科的処置で装着したギプスを除去した場合は、B 種を115点、A 種を31点とする。
68 鎮静術	94	13	1 レントゲン検査、超音波検査、第6 処置料及び第7 手術料の各種別と併せて行った場合に限り適用する。 2 使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。
69 ^そ 蘇生術	314	130	胎子^{べん}娩出後の新生子牛に対する、胎水の吸引、酸素吸入又は人工呼吸をいう。
70 静脈内 ^{かん} 灌流	150	69	1 感染症に対する治療の目的で行った場合とする。 2 使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。
71 点眼	53	3	使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。
72 点耳	56	6	使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。
【第7 手術料】			手術のため必要な注射、洗浄、塗布、塗擦、散布等一切の治療処置及び被覆材料並びに医薬品（感染防止のために応用されるものを含む。）を含む。ただし、前腰椎硬膜外麻酔又は腰仙部硬膜外麻酔を行い開腹した場合には、腰椎注射を併せて適用できる。また、鎮静又は全身麻酔を行った場合には、鎮静術又は麻酔術を併せて適用し、使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。他に、帝王切開、子宮脱整復、難産介助及び子宮捻転整復を行った場合に使用した子宮弛緩剤、並びに開腹及び開胸手術を行った場合に2,000ミリリットルを超えて使用した補液剤については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。

番号	種 別	点 数		備 考
		B 種	A 種	
	頭 部 手 術			
73	円鋸術 ^{きよ}	385	71	1 1個についての点数とする。 2 洗浄を含む。
74	眼科手術	385	71	1 眼帯を含む。 2 眼球摘出手術の場合は、B種を631点、A種を103点とする。
75	整歯			
	鑲整 ^ろ			斜歯、剪状歯 ^{せん} 、階状歯等の鑲整及び歯鉋 ^{ほう} による短切をいう。
	牛・種豚	241	23	
	馬	410	94	
	短切			歯缺 ^{きよう} による短切をいう。
	牛・種豚	288	52	
	馬	461	123	
76	抜歯			1 1歯についての点数とする。 2 歯槽骨膜炎等による歯牙打出の場合は、B種に501点、A種に80点を加える。
	牛・種豚	326	30	
	馬			
	贅歯 ^{ぜい} 、乳臼歯	498	101	
	裂歯、永久臼歯	570	101	
77	鼻鏡断裂手術	691	114	鼻鏡断裂の縫合手術をいう。
	頸 部 手 術 ^{けい}			
78	気管切開	360	114	

番 号 種 別	点 数		備 考
	B 種	A 種	
79 食道異物除去	341	23	
80 食道切開	592	102	
81 さく 齧癖矯正術	3,415	442	
胸 腹 部 手 術			
82 せん 穿胸	227	42	胸水排除のための穿胸術をいい、胸腔内貯留液の疑いがある場合において診断のために行う穿胸術は、診察に含まれる。
83 せん 穿胃	178	34	1 薬剤の注入を含む。 2 腹膜灌流を同時に行った場合は、B種に94点、A種に13点を加える。
84 第四胃変位簡易整復手術	615	155	デラハンティ法、ビンツリ法等の経皮的簡易整復手術をいう。
85 開胸			1 2,000ミリリットル以内の補液に用いた医薬品を含む。 2 2,000ミリリットルを超えて使用した補液剤については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。
牛・馬	9,788	899	
種豚	3,426	450	
86 開腹			1 直腸検査を含む。 2 2,000ミリリットル以内の補液に用いた医薬品を含む。 3 2,000ミリリットルを超えて使用した補液剤については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。
牛・馬			
帝王切開	6,857	929	使用した子宮弛緩剤については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。

番号	種 別	点 数		備 考
		B種	A種	
	腸管手術	5,198	789	1 腸捻転、腸重畳等の手術をいう。 2 腸管^{ふん}吻合を行った場合は、B種に1,722点を加える。 3 馬の結腸の捻転整復と同時に結腸切開も併せて行った場合は、B種に1,079点を加える。
	第一胃切開	5,801	736	第四胃変位整復手術の術式の一部として行った場合は、適用しない。
	第三胃、第四胃切開	4,685	431	第四胃変位整復手術の術式の一部として行った場合は、適用しない。
	第四胃変位整復手術	4,868	745	1 第四胃の捻転整復を行った場合は、B種に1,079点を加える。ただし、第四胃の捻転整復と同時に第三胃の捻転整復も併せて行った場合は、B種に1,209点を加える。 2 第三胃、第四胃又は盲腸切開を同時に行った場合は、B種に330点、A種に43点を加える。 3 第一胃切開を同時に行った場合（第四胃変位整復手術の術式の一部として行った場合を除く。）は、B種に1,446点、A種に348点を加える。
	その他の開腹	2,985	456	1 剥離、切除等の処置を同時に行った場合は、B種に711点、A種に134点を加える。 2 難産介助のため開腹を行った場合、子宮捻転整復のため開腹を行った場合、膀胱手術のため開腹を行った場合は、それぞれ「難産介助」、「子宮捻転^{ぼうこう}整復」、「膀胱手術^{ぼうこう}」を適用する。
	種豚 (帝王切開)	3,978	425	
87	^{せん} 穿腸	259	41	薬剤の注入を含む。
88	ヘルニア整復	1,712	116	1 観血手術によって整復した場合とする。 2 メッシュ法により整復した場合は、B種及びA種に173点を加える。
89	摘出手術	727	150	放線菌症、ブドウ菌腫、病的^{こう}睪丸等の摘出をいう。

番号 種 別	点 数		備 考
	B 種	A 種	
90 ちつ 脛脱整復	278	80	1 圧定法による整復とし、洗浄、按摩、^{あん}圧迫包帯、圧定器使用等の処置を含む。 2 陰門縫合により^{ちつ}脛脱整復を行った場合は、B 種に 80 点、A 種に 26 点を加える。
91 ちつ 脛脱整復手術			
縫合法	637	185	ボタン法等による手術をいう。
観血法	1, 315	213	
92 子宮脱整復	1, 807	321	1 使用した子宮弛緩剤については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。 2 整復に先立って起立困難な牛馬を獣医師が起立補助器具を用いて起立させた場合は、B 種に 341 点、A 種に 23 点を加える。さらに、エアーマットを用いた場合は、B 種に 253 点、A 種に 24 点を加える。
93 直腸脱整復			
縫合法	282	84	
観血法			
牛・馬	701	173	子牛の肛門設置術を行った場合は、B 種に 309 点を加える。
種豚	606	173	
94 難産介助			1 胎子の失位等の原因により^{べん}分娩困難な場合に人工的に講じた処置（人工破水、過大胎子の引き出し、胎子の不正胎勢、不正胎向、不正胎位等の整復等）をいい、死亡胎子の摘出も含む。 2 産道の損傷が^{くう}腹腔に達するものについて、縫合等の産道損傷手術を行った場合は、B 種に 540 点、A 種に 142 点を加える。
牛・馬	690	113	1 難産介助を行った場合において、30 分を超えても^{べん}娩出しない場合は、B 種に 514 点を加える。 2 使用した子宮弛緩剤については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。

番号 種 別	点 数		備 考
	B 種	A 種	
95 子宮捻転整復	419	102	3 開腹により胎子の失位等を整復した場合は、B 種に2,594点、A 種に456点を加える。
			4 切胎（胎子の断頭、断脚及び内臓摘出等をいう。）を行った場合は、切胎時に行う医薬品の注挿入、塗布、注射、子宮洗浄等にかかわらず、B 種を2,904点、A 種を255点とする。
			難産介助を行った場合において、娩出の間隔が30分を超えた場合は、B 種に309点を加える。
96 乳房切開手術	855	110	1 子宮捻転を整復した場合並びに子宮捻転を整復して胎子を娩出させた場合及び死亡胎子の摘出を行った場合とする。
			2 使用した子宮弛緩剤については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。
			立位のまま整復を行った場合とする。開腹により子宮捻転を整復した場合は、B 種に2,594点、A 種に456点を加える。
97 乳頭狭窄手術	1,459	110	後肢吊り上げ法にも適用する。
			1 外陰部動脈結紮手術にも適用する。
			2 乳房切除手術の場合は、B 種に1,052点を加える。
98 乳頭手術	409	91	1 乳頭切断手術を行った場合は、B 種に23点を加える。
			2 2 分房以上行った場合は、1 分房増すごとに B 種に119点、A 種に18点を加え、乳頭切断手術を行った場合は併せて B 種に23点を加える。
			2 分房以上行った場合は、1 分房増すごとに B 種に506点、A 種に46点を加える。
99 膀胱手術	531	102	開腹手術を行った場合は、B 種に4,550点、A 種に401点を加える。
100 尿道切開手術	886	141	1 尿道瘻形成手術を行った場合は、B 種に745点を加える。

番号 種 別	点 数		備 考
	B 種	A 種	
101 ぼうこうせん 膀胱穿刺	352	41	2 カテーテルを留置した場合は、B 種に254点、A 種に95点を加える。 ぼうこう 膀胱の破裂等を防止するため、ぼうこう 膀胱内に貯留した尿を排除した場合とする。
四 肢 手 術			
102 骨折整復			骨折整復で装着したギプスを除去した場合は、B 種を157点、A 種を31点とする。
観血整復術	6, 793	2, 357	1 骨接合板を用いて整復した場合とする。 2 骨接合板と骨髄ピンにより整復した場合は、B 種を8, 233点、A 種を2, 934点とする。 3 ギプス包帯を用いた場合は、B 種及びA 種に262点を加える。 4 トーマススプリントを用いた場合は、B 種及びA 種に559点を加える。 5 骨接合板を除去した場合は、B 種を719点、A 種を142点とする。
非観血整復術	697	216	1 固定処置を含む。ただし、伸縮性接着包帯を用いた場合は、B 種及びA 種に66点を、ギプス包帯を使用した場合は、B 種及びA 種に262点を加える。 2 骨髄ピンを用いた場合は、B 種に6, 727点、A 種に2, 185点を加える。 3 トーマススプリントを用いた場合は、B 種及びA 種に559点を加える。
創外固定術	4, 244	1, 138	
103 ナックル整復	675	221	1 固定処置を含む。ただし、伸縮性接着包帯を用いた場合は、B 種及びA 種に34点を、ギプス包帯を使用した場合は、B 種及びA 種に191点を加える。 2 2 肢以上行った場合は、1 肢増すごとに B 種に435点、A 種に185点を加える。ただし、伸縮性接着包帯を用いた場合は、1 肢につき B 種及びA 種に34点を、ギプス包帯を用いた場合は、1 肢につき B 種及びA 種に191点を加える。

番 号 種 別	点 数		備 考
	B 種	A 種	
104 脱臼整復	728	212	3 腱切断術又は腱延長術を行った場合は、B 種に 331 点、A 種に 85 点を加える。 4 ナックル整復で装着したギプスを除去した場合は、1 肢につき B 種を 115 点、A 種を 31 点とする。 1 靱帯、腱等の損傷部位の固定処置を含む。ただし、伸縮性接着包帯を用いた場合は、B 種及び A 種に 66 点を、ギプス包帯を使用した場合は、B 種及び A 種に 262 点を加える。 2 脱臼整復で装着したギプスを除去した場合は、B 種を 157 点、A 種を 31 点とする。
105 膝蓋関節脱臼整復手術	717	123	観血手術の場合とする。
106 蹄病手術	827	87	1 蹄病検査を含む。 2 蹄冠部又は蹄角質部の病巣を切開又は摘出する場合をいい、被覆材料を含む。ただし、伸縮性接着包帯を用いた場合は、B 種及び A 種に 34 点を、蹄底ブロック又はギプス包帯を使用した場合は、B 種及び A 種に 191 点を加える。 3 2 肢以上行った場合は、1 肢増すごとに B 種に 547 点、A 種に 61 点を加える。ただし、伸縮性接着包帯を用いた場合は、1 肢につき B 種及び A 種に 34 点を、蹄底ブロック又はギプス包帯を用いた場合は、1 肢につき B 種及び A 種に 191 点を加える。 4 断蹄手術の場合は、B 種を 1,735 点、A 種を 139 点とする。 5 蹄病手術で装着したギプスを除去した場合は、1 肢につき B 種を 115 点、A 種を 31 点とする。
そ の 他 の 手 術			

番号 種 別	点 数		備 考
	B種	A種	
107 切開手術			1 膿瘍、癰、癰、フレグモーネ、挫傷等の切開（患部の切開、排膿、薬液洗浄等切開に伴う一切の治療処置を含む。）をいい、被覆材料を含む。ただし、伸縮性接着包帯を使用した場合は、B種及びA種に66点を、ギプス包帯を使用した場合は、B種及びA種に262点を加える。 2 切開手術で装着したギプスを除去した場合は、B種を157点、A種を31点とする。
小（20センチメートルまで）			
第1回	331	85	骨盤 ^{のみ} を用いずに腐骨を除去した場合には、この点数を適用する。
第2回以後	185	43	
大（20センチメートルを超えるもの）			関節切開（関節腔 ^{くう} に達する切開を加える場合に限る。）には、この点数を適用する。
第1回	719	142	骨盤 ^{のみ} を用いて骨柁 ^{きゅう} 等を搔爬 ^{そうは} し、骨柁 ^{きゅう} 内の腐骨を除去した場合には、この点数を適用する。
第2回以後	270	72	
108 麻酔術	371	55	1 全身麻酔に限る。 2 使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。 3 吸入麻酔を行った場合は、B種に787点、A種に251点を加える。
109 焼烙 ^{らく}	147	18	点状焼烙 ^{らく} 、線状焼烙 ^{らく} 、穿刺 ^{せん} 焼烙 ^{らく} 等をいう。
【第8入院料】			
110 入院			1 1日についての点数とする。 2 飼料代及び暖房料は含まない。
牛・馬	257	39	
種豚	99	20	

番号	種 別	点 数		備 考
		B 種	A 種	

- 〔注〕
- 1

B種の項に係る点数は農業保険法施行規則第117条第1項の規定、A種の項に係る点数は同規則第166条の規定によるものである。
- 2

本表に表示のない診療については、その都度農林水産省経営局長に相談し、最も近似する診療として準用すべき旨を同局長から通知された本表の治療、処置、手術等に係る点数を適用する。
- 3

薬価基準表は、付表のとおりとする。

【別表】

往診の備考の積雪地域

北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、新潟県、富山県、石川県、福井県
及び鳥取県の区域並びに次の表の市町村名の欄に掲げる市町村の区域

府 県 名	郡 名	市 町 村 名
宮 城 県		仙台市（旧宮城町、旧秋保町のみ）
		白石市
		栗原市（旧瀬峰町を除く。）
		大崎市（旧古川市、旧岩出山町、旧鳴子町のみ）
福 島 県	刈田郡	蔵王町、七ヶ宿町
	柴田郡	川崎町
	加美郡	加美町（旧小野田町、旧宮崎町のみ）
		福島市（旧松川町、旧信夫村及び旧飯野町を除く。）
		会津若松市
		郡山市（旧湖南村のみ）
		喜多方市
	岩瀬郡	天栄村
	南会津郡	南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町
	耶麻郡	北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町
栃 木 県	河沼郡	会津坂下町、湯川村、柳津町
	大沼郡	会津美里町、三島町、金山町、昭和村
		日光市（旧今市市及び旧足尾町を除く。）
		那須塩原市（旧黒磯市、旧塩原町のみ）
群 馬 県	那須郡	那須町
		沼田市（旧白沢村を除く。）
		渋川市（旧赤城村及び旧北橘村を除く。）
		高崎市（旧倉渕村、旧箕郷町、旧榛名町のみ）
	北群馬郡	榛東町、吉岡町
	吾妻郡	中之条町、東吾妻町、長野原町、嬭恋村、草津町、高山村
	利根郡	片品村、川場村、みなかみ町
山 梨 県		南アルプス市（旧芦安村のみ）
	南巨摩郡	早川町
長 野 県		長野市（旧篠ノ井市、旧松代町、旧川中島町、旧更北村及び旧信更村を除く。）
		上田市（旧塩田町、旧川西村、旧丸子町及び旧武石村を除く。）

府 県 名	郡 名	市 町 村 名
岐 阜 県	北安曇郡 上高井郡 下高井郡 上水内郡 下水内郡	須坂市（旧東村のみ） 中野市 大町市（旧八坂村を除く。） 飯山市 松本市（旧安曇村のみ） 安曇野市（旧穂高町、旧堀金村のみ） 飯田市（旧南信濃村のみ） 松川村、白馬村、小谷村 高山村 山ノ内町、木島平村、野沢温泉村 信濃町、飯綱町、小川村 栄村
		高山市 山県市（旧美山町のみ） 郡上市（旧美並村及び旧和良村を除く。） 本巣市（旧根尾村のみ） 下呂市（旧馬瀬村のみ） 飛騨市 関市（旧洞戸村、旧板取村のみ）
	不破郡	関ヶ原町
	揖斐郡	揖斐川町
	大野郡	白川村
	静 岡 県	静岡市（旧井川村のみ） 浜松市（旧水窪町のみ）
	滋 賀 県	大津市（旧堅田町のみ） 長浜市（旧びわ町、旧湖北町、旧虎姫町及び旧高月町を除く。） 高島市（旧マキノ町、旧今津町、旧朽木村のみ） 米原市（旧山東町、旧伊吹町のみ）
	京 都 府	福知山市（旧三和町を除く。） 舞鶴市 綾部市 宮津市 京丹後市 南丹市（旧美山町のみ）
		与謝野町、伊根町
	与謝郡	
	兵 庫 県	豊岡市

府 県 名	郡 名	市 町 村 名
島 根 県	美方郡	養父市
		丹波市（旧青垣町のみ）
		朝来市
		宍粟市（旧波賀町、旧千種町のみ）
		新温泉町、香美町
	仁多郡 飯石郡 邑智郡	益田市（旧匹見町のみ）
		安来市（旧広瀬町、旧伯太町のみ）
		雲南市（旧掛合町、旧吉田村のみ）
		浜田市（旧金城町、旧旭町のみ）
		奥出雲町
岡 山 県	真庭郡 苫田郡 勝田郡 英田郡	飯南町
		美郷町（旧大和村のみ）、邑南町
		津山市（旧久米町を除く。）
		新見市（旧哲多町及び旧哲西町を除く。）
		真庭市（旧北房町、旧勝山町、旧落合町及び旧久世町を除く。）
	山県郡	美作市（旧美作町、旧作東町及び旧英田町を除く。）
		新庄村
		鏡野町（旧富村、旧奥津町、旧上齋原村のみ）
		奈義町
		西粟倉村
広 島 県	山県郡	廿日市市（旧吉和村のみ）
		安芸高田市（旧美土里町、旧高宮町のみ）
		三次市（旧君田村、旧布野村、旧作木村のみ）
		庄原市（旧西城町、旧東城町、旧口和町、旧高野町、旧比和町のみ）
		安芸太田町（旧戸河内町のみ）、北広島町

（備考） この表の「市町村名」に掲げる名称は、令和２年１月１日において、それらの名称を有する市、町又は村の地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。